

平成 31 年 2 月 25 日

会員様各位

株式会社 ジップ大阪会場

年度末の書類有効期限と自動車税のご案内

拝啓 貴行ますますご清栄のことお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、年度末の書類と自動車税のお取り扱いについて下記の通り運用させていただきますのでご案内申し上げます。何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

3 月開催分の書類有効期限について

3 月開催分につきましては、通常通り 4 月末迄の有効期限を必要とします。3 月第 1・2 週オークション開催日（3 月 7 日・14 日）分は出品票に記載がある場合に限り 3 月末日迄の書類有効期限でも有効とします。但し、3 月 14 日成約分の書類提出期限は 3 月 18 日迄です。

ナンバーつき車輛の自動車税について（軽自動車は除く）

3 月開催分は、落札店より平成 31 年度分の自動車税年額をお預かりさせていただきます。3 月中に移転登録又は抹消登録を完了された場合は全額返金致します。

尚、名変コピーは 4 月 5 日迄に必ず事務局に提出してください。4 月以降の抹消登録は振り分けて精算致します。

	3 月中名変	4 月中名変
出品店戻し	無 し	全 額
落札店戻し	全 額	無 し

以上